

議案第 3 号

平和・北明・祥栄辺地（他 11 件）に係る総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、平和・北明・祥栄辺地（他 11 件）に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めるものであります。

令和 7 年 6 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

総合整備計画書

北海道 芽室町 平和・北明・祥栄辺地
(辺地の人口 336人、面積 57.88 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 平和・北明・祥栄
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町祥栄西14線1-2
- (3) 辺地度点数
165点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 (橋りょう) ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。
- ・ 道 路 (北8線) ～ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性向上のため道路改良整備を行う。
- ・ 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。
- ・ 水道事業 (簡易水道) (河北簡易水道) ～ この地域における浄水の基本拠点かつ飲用水の供給拠点であり、常時適切な管理が必要な施設であるが、施設の経年劣化により更新が必要な箇所が多いため、本計画において更新を行い、必要な飲用水を確保及び適切な配水を維持し、生活環境の安定を図るもの。
- ・ 畜産業施設 (農機具購入) ～ 町営牧場は、豊富な草資源を活用して、畜産農家の自給粗飼料の補完的な枠割を担っている。草地の状態を良好に保つためには、毎年の肥料散布に加え、牧草の適期刈り取り等の草地管理が必要となるが、こうした作業に使用するジャイロレーキは牧場運営に必要不可欠である。
- ・ 畜産業施設 (土壌改良) ～ 町営牧場は、豊富な草資源を活用して、畜産農家の自給粗飼料の補完的な枠割を担っている。預託牛の健康管理や発情状態の確認において、追込柵は重要な設備であるが、排水状態が悪く、地盤がぬかるむ状態となっている。そのため当該箇所の排水処理を実施し、地盤の改良を実施することで、飼養管理及び衛生環境の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町	51,942	30,012	21,930	21,800
道 路 (北8線)	芽室町	43,117		43,117	43,100
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町	9,800	346	9,454	3,800
水道事業 (簡易水道) (河北簡易水道)	芽室町	24,681		24,681	12,300
畜産業施設 (農機具購入)	芽室町	4,268		4,268	4,200
畜産業施設 (土壌改良)	芽室町	3,949		3,949	3,900
合計		137,757	30,358	107,399	89,100

総合整備計画書

北海道 芽室町 毛根辺地
 (辺地の人口 105人、面積 7.99 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 毛根
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町毛根北5線2-2
- (3) 辺地度点数
 134点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画 令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町	8,201	4,824	3,377	3,300
合計		8,201	4,824	3,377	3,300

総合整備計画書

北海道 芽室町 西士狩辺地
 (辺地の人口 413人、面積 22.12 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 西士狩
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町西士狩北7線17番地3
- (3) 辺地度点数
270点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 (橋 り ょ う) ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。
- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋 り ょ う)	芽室町	14,231	8,370	5,861	5,800
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町	9,800	346	9,454	3,800
合計		24,031	8,716	15,315	9,600

総合整備計画書

北海道 芽室町 上芽室辺地
 (辺地の人口 161人、面積 15.59 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 上芽室
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町上芽室基線4番地3
- (3) 辺地度点数
115点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町		4,900	173	4,727	1,900
合計			4,900	173	4,727	1,900

総合整備計画書

北海道 芽室町 渋山辺地
 (辺地の人口 107人、面積 24.36 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 渋山
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町渋山 8 線 6 番地15
- (3) 辺地度点数
142点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から 令和 1 1 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町	13,479	7,525	5,954	5,900
合計		13,479	7,525	5,954	5,900

総合整備計画書

北海道 芽室町 美生辺地
 (辺地の人口 357人、面積 32.83 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 美生
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町美生 3 線37-18
- (3) 辺地度点数
142点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 水道事業（簡易水道） ～ この地域における浄水の基本拠点かつ飲用水の供給拠点であり、常時適切な管理が必要な施設であるが、施設の経年劣化により更新が必要な箇所が多いため、本計画において更新を行い、必要な飲用水を確保し、生活環境の安定を図るもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道事業（簡易水道） （美生浄水場）	芽室町	4,205		4,205	2,100
合計		4,205		4,205	2,100

総合整備計画書

北海道 芽室町 北伏古辺地
 (辺地の人口 318人、面積 13.67 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 北伏古
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町北伏古南8線10番地2
- (3) 辺地度点数
131点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町		4,900	173	4,727	1,900
合計			4,900	173	4,727	1,900

総合整備計画書

北海道 芽室町 中伏古辺地
 (辺地の人口 188人、面積 13.41 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 中伏古
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町北伏古南13線33-11
- (3) 辺地度点数
143点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 (伏古6号) ～ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性向上のため道路改良整備を行う。
- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (伏古6号)	芽室町	39,363		39,363	39,300
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町	4,900	173	4,727	1,900
合計		44,263	173	44,090	41,200

総合整備計画書

北海道 芽室町 坂の上辺地
 (辺地の人口 242人、面積 17.78k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 坂の上
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町坂の上10線73-1
- (3) 辺地度点数
192点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町		4,900	173	4,727	1,900
合計			4,900	173	4,727	1,900

総合整備計画書

北海道 芽室町 栄辺地
(辺地の人口 144人、面積 13.59 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 栄
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町栄 1 線16-4
- (3) 辺地度点数
240点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 (伏古 3 線) ～ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性向上のため道路改良整備を行う。
- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ～ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から 令和 1 1 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (伏古 3 線)	芽室町	26,277		26,277	26,200
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町	4,900	173	4,727	1,900
合計		31,177	173	31,004	28,100

総合整備計画書

北海道 芽室町 上伏古辺地
(辺地の人口 205人、面積 13.67 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 北海道河西郡芽室町 上伏古
- (2) 地域の中心の位置
 北海道河西郡芽室町上伏古11線1-3
- (3) 辺地度点数
253点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。
- ・ 道 路 ～ この地域は農業地域であり、当該路線は農産物の輸送にも利用されているが、道路の経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送に支障をきたしていることから、安全確保と利便性向上のため道路改良整備を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町		31,948	18,774	13,174	13,100
道 路 (上伏古10線・伏古11線)	芽室町		48,233		48,233	48,100
合計			80,181	18,774	61,407	61,200

総合整備計画書

北海道 芽室町 上美生辺地
(辺地の人口 465人、面積 120.41 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 上美生
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町上美生 4 線36-67
- (3) 辺地度点数
158点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 (橋 り ょ う) ～ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が多いため、日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。
- 水道事業 (簡易水道) (上美生簡易水道) ～ この地域における浄水の基本拠点かつ飲用水の供給拠点であり、常時適切な管理が必要な施設であるが、施設の経年劣化により更新が必要な箇所が多いため、本計画において更新を行い、必要な飲用水を確保及び適切な配水を維持し、生活環境の安定を図るもの。
- 観光・レクリエーション (新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託) ～ 新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。しかし、近年の旅行者のニーズの変化(団体から少人数、大部屋から個室)に対応できておらず、これらに対応するには大規模な改修が必要になるが、建設から50年が経過し、老朽化も進んでおりこれらの対応は困難となっている。本町では新たな新嵐山スカイパークのグランドデザインを策定し、今後新たな拠点施設を整備する。なお、整備箇所が既存施設の位置であるため、拠点施設の整備に先立ち既存施設の解体・撤去等を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画 令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町	4,182	2,460	1,722	1,700
水道事業 (簡易水道) (上美生簡易水道)	芽室町	50,688		50,688	25,300
観 光 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン (新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託)	芽室町	20,174		20,174	20,100
合計		75,044	2,460	72,584	47,100

平和・北明・祥栄辺地（他 11 件）に係る総合整備計画策定について

- 1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

- 2 辺地とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から 5 平方キロメートル以内の面積の区域の人口が 50 人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

- 3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第 3 条第 1 項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

- 4 辺地対策事業債

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、「道路整備事業」、「橋りょう整備事業」及び「個別排水処理事業」等が該当
※充当率 100%、交付税措置 80%の地方債